平成26年度発注者支援業務等に関する民間事業者からの質問及び回答

Q1 ヒアリングについて

民間競争入札実施要項では"書類審査では申請書類に記載された内容の確認を行う。また、必要に応じ、以下の事項についてヒアリングを実施する場合がある。"となっているが、中国地方整備局ではどのように取り扱うのか

- A1 中国地方整備局発注の発注者支援業務等では、全ての業務でヒアリングを実施します。
- Q2 発注見通しの公表について

積算資料作成業務(電気・機械)、工事監理業務(電気・機械)の発注見通しを、 発注者支援業務等と同時期に行って欲しい。

- A 2 積算資料作成業務 (電気・機械)、工事監理業務 (電気・機械)、道路情報管理、 道路情報連絡の発注見通しを、発注者支援業務等の発注見通しに含めて公表します。
- Q3 入札参加事業者確認資料送付書(様式2)について

入札参加事業者確認資料送付書(様式2)に押印する代表者印については、契約事務を行う支社長の印でもよいのか。

A 2 入札参加事業者確認資料送付書(様式2)に押印する代表者印については、支社長 印ではなく、会社代表者の印で提出して下さい。